

議案第188号

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に関する規定が追加されたことに鑑み、自動交付機を介して行う印鑑登録証明書の交付の手續等に関し所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例

福岡市印鑑条例（昭和35年福岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「磁気ディスク」の次に「（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を加える。

第12条の3第1項中「請求者識別カードを利用して自動交付機」を「方法により、自動交付機」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。